

広島市南区民文化センター 施設利用の取扱い変更のお知らせ

令和2年4月1日より、(公財)広島市文化財団が広島市南区民文化センターの指定管理者として引き続いて指定されました。

お客様の利便性向上を図る観点から、新たに施設利用についての取り扱いを改正し、次のとおり4月1日(一部除く)から実施いたします。

1 ホール練習利用の割引サービスの新設

割引サービス	申込受付日	条 件
施設利用料金を 1/3に割引	利用日の 1か月前から	・客席使用不可 ・平日の1区分に限定 ・文化活動の練習利用に限定 ・電源装置以外の附属設備使用不可

2 利用料金の割引、無料化

(1) 施設利用料金

施 設	割引料金	条例料金	備 考
大広間 (一般活動の場合)	3,220円(3時間)	5,650円(3時間)	10月1日以降のお支払分から適用となります。 ※令和2年10月1日に利用料金を改定

(2) 附属設備利用料金

施設・附属設備		割引料金	条例料金
35ミリ映写機	ホール	0円	4,400円(1区分)
16ミリ映写機	ホール	0円	3,300円(1区分)
	スタジオ1		1,620円(3時間)
スライド映写機	ホール	0円	2,200円(1区分)

3 旧割引サービスの取扱い

令和元年度末に終了した次の割引につきましては、令和元年度中に受け付けた利用のみ、経過措置として実施します。

[ホール]

- ・利用前2か月を切って受け付けた場合の施設利用料金を、3分の2の額とする割引。